

令和3年度環境省政策評価実施計画

令和3年5月24日
環境省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定及び「環境省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、環境省の行う事後評価に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

2 計画期間において事後評価の対象とする政策

法第7条第2項第1号に規定する政策評価は、環境省が行う主要な政策の全てを対象とし、共通の方針を有する施策に含まれる目標のまとまりを単位として実施する。

具体的には、別添の「環境省施策体系」に掲げる「施策と各施策に含まれる目標」とし、令和2年度に実施した施策に対する評価を行う。

租税特別措置等に係る政策については、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

3 事後評価の方法等

(1) 評価方式

実績評価方式による評価を基本として実施する。

(2) 評価の実施方法等

実績評価方式による評価においては、評価対象の施策に含まれる目標毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

① 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙1の様式による事前分析表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途企画評価・政策プロモーション室の定める期日までに提出する。

② 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙2の様式による事後評価書を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途企画評価・政策プロモーション室の定める期日までに提出する。

③ 企画評価・政策プロモーション室は、提出された各評価書等について各施策を実施する部局の総括課と連絡調整を図り、必要であればヒアリングを行い、政策評価書（事後評価）（案）を作成する。

④ 企画評価・政策プロモーション室は、政策評価書（事後評価）（案）に対し、政策評価委員会の意見を求め、原則として8月末を目途に令和2年度環境省政策評価書（事後評価）を作成、公表し国民からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局で適切に活用するものとする。

⑤ 評価の結果は、令和4年度の重点施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、P D C Aサイクルを適切に機能させていくことに努める。

企画評価・政策プロモーション室は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて施策の関係課室等に対して意見を述べる。

環境省施策体系(令和3年度)

施 策 体 系		各施策に含まれる目標の名称
施策(評価対象単位)		
環 境 省 の 使 命	1.地球温暖化対策の推進	1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 1-2. 世界全体での抜本的な排出削減への貢献 1-3. 気候変動の影響への適応策の推進
	2.地球環境の保全	2-1. オゾン層の保護・回復 2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力 2-3. 地球環境保全に関する調査研究
	3.大気・水・土壤環境等の保全	3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む。) 3-2. 大気生活環境の保全 3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。) 3-4. 土壤環境の保全 3-5. ダイオキシン類・農薬対策 3-6. 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)
	4.廃棄物・リサイクル対策の推進	4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 4-6. 凝化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理 4-7. 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策 4-8. 東日本大震災への対応(特定復興再生拠点の整備)
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組 5-2. 自然環境の保全・再生 5-3. 野生生物の保護管理 5-4. 動物の愛護及び管理 5-5. 自然とのふれあいの推進 5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興) 5-7. 国際観光資源の整備
	6.化学物質対策の推進	6-1. 環境リスクの評価 6-2. 環境リスクの管理 6-3. 国際協調による取組 6-4. 国内における毒ガス弾等対策
	7.環境保健対策の推進	7-1. 公害健康被害対策(補償・予防) 7-2. 水俣病対策 7-3. 石綿健康被害救済対策 7-4. 環境保健に関する調査研究
	8.環境・経済・社会の統合的向上	8-1. 経済のグリーン化の推進 8-2. 環境に配慮した地域づくりの推進 8-3. 環境パートナーシップの形成 8-4. 環境教育・環境学習の推進
	9.環境政策の基盤整備	9-1. 環境基本計画の効果的実施 9-2. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 9-4. 環境情報の整備と提供・広報の充実
	10.放射性物質による環境の汚染への対処	10-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 10-3. 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策

(46目標)

年度別評価実施計画

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）及び従来の評価実施計画の考え方を踏まえ、環境省施策体系において評価を実施する年度を下記のとおり計画的に実施することとする。

施 策 名	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	(参考) 令和8 年度
1. 地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	○	○
2. 地球環境の保全		○			○	
3. 大気・水・土壤環境等の保全	○		○		○	
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		○		○		○
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	○		○		○	
6. 化学物質対策の推進		○		○		○
7. 環境保健対策の推進	○			○		
8. 環境・経済・社会の統合的向上	○		○		○	
9. 環境政策の基盤整備			○			○
10. 放射性物質による環境の汚染への対処	○	○	○	○	○	○

評価施策数

6 5 6 5 6 5

(評価の対象)

「○」を付した年度は、通常の評価を行う年度。

空欄となっている年度は、モニタリング評価を行う年度。

(年度別評価実施計画の考え方)

1. 「1. 地球温暖化対策の推進」については、内閣の重要政策としての位置付け、地球温暖化対策への国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度通常の評価を行う。また、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度通常の評価を行っていることを考慮し、おおむね3年度毎に通常の評価を行う。

2. 「3. 大気・水・土壤環境等の保全」から「6. 化学物質対策の推進」までについては、隔年度毎に通常の評価を行う。

3. 「7. 環境保健対策の推進」及び「9. 環境政策の基盤整備」については、上記施策より長期的な視点から、3年度毎に通常の評価を行う。また、「8. 環境・経済・社会の統合的向上」については、地域循環共生圏に向けた取組の重要性を踏まえ、隔年度毎に通常の評価を行う。

4. 「10. 放射性物質による環境の汚染への対処」については、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度通常の評価を行う。